

住民税・国民健康保険税の申告が始まります

各種領収書等、早めの準備をお願いします。

- ◆申告をしなければならない人
- ◎平成18年1月1日現在、阿蘇市に住所がある人
- ◎営業・農業などの事業収入や不動産収入がある人
- ◎給与所得が2ヵ所以上からあり、年末調整をしなかつた人
- ◎報酬・料金・契約金及び、賞金等の支払を受けた人
- ◎医療費控除等その他の控除を受けた人
- ◎肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける人
- ◎金融機関等に必要な所得証明などを交付できません。
- ◎その他、市営住宅や保育料の算定などに支障をきたす場合があります。

詳しく述べては、後日全戸配布します。日程表を確認され、申告に必要な書類を持参のうえ申告してください。

平成17年分住民税・国民健康保険税の申告が2月16日(木)から始まります。

【開催日・開催場所】

2月1日 (水)	1月31日 (火)	1月30日 (月)	日 に ち
農村環境改善センター	市役所北側別館会議室	市役所北側別館会議室	場 所
午前の部：9:00～11:30			時 間
午後の部：13:00～16:00			

平成17年分からは、公的年金等控除額の改正や老年者控除が廃止されています。対象となる方には、税務署から通知があります。

◆公的年金所得者の確定申告説明会のお知らせ

◆事業主の皆さまへ

平成17年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、すべての受給者に交付することになります。また、「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらず、受給者の平成18年1月1日現在の住所の市町村長に、1月31日(火)までに提出してください。

問合せ先：
阿蘇市役所税務課
TEL 22-13148

雛人形募集!!

阿蘇の火まつり「阿蘇ぶるまい」会場にひな人形を展示してみませんか



3月に春を呼ぶ「第22回阿蘇の火まつり」を開催します。今回は、まつりを代表する「火文字焼き」や花火の打ち上げ等を、3月4日(土)に「阿蘇ぶるまい」と題し、阿蘇体育館(内牧)をメイン会場として開催します。

このメイン会場に、阿蘇郡市内にお住まいの方からひな人形を集めて飾り、この時期の風物として華を添えていただき、イベントを皆さんと一緒に盛り上げたいと思います。

ぜひ、今お持ちの人形を貸していただける方、譲っていただける方、また不要になり処分に困っている方、どなたでも結構です。皆さん、ご自慢の雛人形を展示してみませんか。どしどし、ご連絡下さい。

受付期間：2月中旬まで

問合せ先：
阿蘇の火まつり実行委員会事務局
(阿蘇広域行政事務組合総務課企画係)
Tel : 24-5117
e-mail : asokoiki@aso.ne.jp